

～所得税の予定納税の減額申請とは～

その年の5月15日現在において確定している前年分の所得金額や税額などを基に計算した金額(予定納税基準額)が15万円以上である場合、その年の所得税及び復興特別所得税の一部を前払で納付しなくてはならない制度があります。この制度を予定納税といいます。

その年の6月30日の状況で所得税及び復興特別所得税の見積額が予定納税基準額よりも少なくなる人は、7月15日までに所轄の税務署長に「予定納税額の減額申請書」を提出して承認されれば予定納税額は減額されます。なお、第2期分の予定納税額だけの減額申請は11月15日までです。(この場合には、10月31日の状況において見積ることとなります)

減額申請手続きにおける申告納税見積額の計算は、その年の税制改正があった場合には、改正後の税法を基として計算します。

※前払で納める金額は減額されますが、年間の税額が変わる訳ではございません。

【減額申請対象者】

- ・ 廃業や休業、失業した方
- ・ 本年分の所得が前年よりも明らかに少なくなると見込まれる方
- ・ 災害や盗難、横領により損害を受けた方
- ・ 多額の医療費を支出した方
- ・ 扶養家族・配偶者・障害者・寡婦(寡夫)・ひとり親等、新たに控除の対象となる人が増加した方
- ・ 社会保険料や小規模企業共済等掛金、生命保険料、地震保険料、住宅ローン、寄付金などの控除対象となる支出が増加した方
- ・ その他の特殊な事情が生じた場合



なお、この申請書には所得金額等の見積額を記載する欄や見積の基礎となった資料を添付する必要があります。

そのため帳簿作成を早めに行い、見積額を計算する必要がありますので、減額申請をお考えの際は事前に担当者へ、ご相談下さい。

また、不明点等ございます場合には、お気軽にご相談ください。



税理士法人
土手内総合事務所